

## 関東経済産業局における法令違反への対応状況（平成24年度）

経済産業省では、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、規制対象となる製品について試買テスト及び立入検査等により法令遵守状況等の確認を行っています。

また、事業者からの自主申告や第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都県・市による販売事業者への立入検査等により併せて確認を行っており、それらにより法令違反の疑いが認められたときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっています。

当局は、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反事案については、当該製品の製造（輸入）事業者に対し経済産業局長名の文書による厳重注意処分を行い、都度公表するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認しているところです。

なお、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反事案については、当該事業者に対し産業部長名の文書による注意処分を行っており、平成24年度に当局が対応した132件の事案の概要は以下のとおりです。

各事業者には、該当製品の出荷停止、適合性検査の受検、技術基準の適合確認、記録の保存、これらの対応がとれない場合は製品回収等の対応の他、再発防止策の徹底を求めています。

### <製造（輸入）事業者に対する注意処分の概要>

#### （1）消費生活用製品安全法

注意処分件数：20件

主な対象品目：携帯用レーザー応用装置、乗車用ヘルメット、ライター、石油給湯機

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにPSマークのない製品を販売していた。

技術上の基準への適合確認を行わずにPSマークを付して販売していた。

#### （2）電気用品安全法

注意処分件数：112件

主な対象品目：直流電源装置、電気スタンド、テレビジョン受信機、電気温風器、電気床磨き機、電子レンジ、電動式吸入器、両替機、換気扇、その他の放電灯器具

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにPSマークのない製品を販売していた。

変更の届出を行わずにPSマークを付して販売していた。

技術上の基準への適合確認を行わずにPSマークを付して販売していた。

自主検査（記録の保存）を行わずにPSマークを付して販売していた。

適合性検査（証明書の保存）を受けずにPSマークを付して販売していた。

以上